

平成27年度 第11回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年2月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第11回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 23名 定員 29名
欠席 4名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
	○	9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
	○	15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
	○	19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
	○	27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

平成27年度

第11回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年2月26日

日程	議案番号	付議事件
		開会宣言 13時27分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 13番 櫻井 信夫 委員 18番 桑原 正文 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 農地部会委員の変更について 農業委員会法改正に伴う検討委員会の設置について
4	議案第1号 議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画意見決定について
5		その他
		閉会宣言 14時25分

平成27年度第11回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第11回魚沼市農業委員会総会は、平成28年2月26日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星主任）

大変お疲れ様です。それでは時間になりましたので、ただいまから総会のほうを始めさせていただきます。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数27名のうち、欠席者は議席番号9番大島強喜委員、議席番号15番阿達正委員、議席番号19番小岩勇委員、議席番号27番梅田隆夫委員の4名です。出席者数23名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第11回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。お願いします。

(時刻は13時27分)

上村会長

(挨拶)

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回は、特段の報告事項はございません。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

皆さんご承知のように、農地部会の副部長してもらっていた大島さんが長期欠席ということですので、これから櫻井さんをお願いしたいと思います。また議案にも出てきますが、よろしくをお願いします。

広報部会長（菰澤芳子委員）

広報部会でも特に報告することはありません。この総会終了後に農業委員会の農業委員会だよりの編集会議を行いたいと思います。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、会務報告並びに部会報告がありました。質問等ありましたらお願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号13番櫻井信夫委員、議席番号18番桑原正文委員の兩名を指名させていただきます。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は16件ですが、詳細につきましては事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明どおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続きまして、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の8ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は15件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に認定農業者等へ貸し付けている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住いの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の9ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は8件です。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 畑 26 m ²
	転用目的	農作業所
整理番号2	申請人	*****
	申請地	***** 畑 79 m ²
	転用目的	農作業所兼農機具格納庫

整理番号3	申請人	*****	
	申請地	*****	畑ほか2筆 合計 151 m ²
	転用目的	農作業所	
整理番号4	申請人	*****	
	申請地	*****	畑 83 m ²
	転用目的	農機具格納庫	
整理番号5	申請人	*****	
	申請地	*****	田 78 m ²
	転用目的	農作業所兼農機具格納庫	
整理番号6	申請人	*****	
	申請地	*****の一部	畑 55 m ²
	転用目的	農機具格納庫	
整理番号7	申請人	*****	
	申請地	*****の一部	畑 45 m ²
	転用目的	農作業所	
整理番号8	申請人	*****	
	申請地	*****	田 19 m ²
	転用目的	農機具格納庫	

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

目黒隆弥委員

今の説明の5番なんですけども、*****さんの隣、*****になっておりますが、*****の間違いだと思えます。

議長（上村会長）

これは*****ということで訂正をお願いいたします。

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、届出のとおり承認することといたします。

農地部会委員の変更について

議長（上村会長）

日程第3報告第4号「農地部会委員の変更」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山本局長）

議案書の10ページをお願いします。

日程第3報告第4号「農地部会委員の変更」についてであります。これにつきましては、大島委員が怪我による療養が引き続き必要ということでありまして、農地部会の副部長というように努めていただいたわけでありましたが、長期に渡るといふようなことで、櫻井信夫委員に副部長をお願いしたいといふようなことでございます。以上です。

議長（上村会長）

この件につきましては、大島委員につきましては、事前に本人と連絡を取らせていただきました。本人も順調に推移しているといふようなことで「陽気がよくなれば、たまに行ってみようかと思っている」といふような発言もいただきました。

しかし、今後この副部長ということになりますと、「ぜひひとつ変更できるのであればお願いしたい」といふような本人の意向もありまして、このような提案になったといふようなことでございます。そんなことで、新たに櫻井信夫委員から副部長にといふようなことの提案でございます。これにつきまして、皆さんからご賛同いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

小幡悦男委員

賛同しますが、ただ一点、長期療養といふかそういう部分において、役職の交代という部分の内規か何かないのですかね。もし場合によれば、この怪我の時点である程度長期間の休養が要するといふことであれば、それなりの段階で処置しなければならなかったのではないかなといふことを感じます。今の会長の話では暖かくなればといふことであれば、後1、2カ月で復帰できるのではないのかなといふふうに感じるわけですが、そうした時になぜ今なのかなと疑問を感じました。

議長（上村会長）

暖かくなればといふのは、たった今出るといふ意味ではございません。本人は、迷惑を掛けているからなんとか出られる時は出ていきたいなといふ意思を持っているという説明で、言葉足らずで誠に申し訳ありません。それと、部会長とも相談させて頂いたんですけれども、今後いろいろの検討する中で、また農地パトロール等々の中で、なかなか部会長一人の采配では大変だといふような話があった中で、しからば大島さんにも理解をいただいて、そのようなことで今回新たに副部長の任命をしたらどうかといふ過程になりましたので、その辺の事情をひとつお含みいただきたいと思います。

小幡悦男委員

怪我の時点で療養何カ月とかそういう部分の内規とかそういう部分があるのか

ないのか。

議 長（上村会長）
局長お願いします。

事務局（山本事務局長）

今の質問の中での内規等については特にございませぬ。今回提案させてもらった前段として、2月9日に幹事会というようなことで開催をさせていただきます、その中で農地部会の副会長についての交代が審議されました。一応その中では、本人と新たにお願する方の了解を得た中で、お願いしようというようなことで決定をいただいております。

議 長（上村会長）

そのようなことで、いわゆる正常な方と同じように歩けるという状態にはなかなかいかないと思います。「会議で座っている中では出られるけれども、あとはだめだや」というような本人の意向もあります。その中で、「しからは、なんで今だったか」というようなこと以前に、やはり今後の状況も考えた中では、新たに副会長を任命したらどうかというようなことで、先般の幹事会でも検討させていただきました。そのようなことで、ご理解をいただきたいなと思っております。よろしいでしょうか。

「はい」の声あり。

それでは、この件につきましては、そのようなことでご承認をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。櫻井委員につきましては、大変ですけれどもひとつよろしくお願いたします。

農業委員会法改正に伴う検討委員会の設置について

議 長（上村会長）

日程第3報告第5号「農業委員会法改正に伴う検討委員会の設置」について、事務局長の説明をお願いいたします。

事務局（山本事務局長）

議案書の11ページをお願いします。

日程第3報告第5号「農業委員会法改正に伴う検討委員会の設置」についてというようにございませぬ。これは、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、魚沼市農業委員会及び農地利用最適化推進委員等の選任等について検討をしていきたいというようなことであります。検討委員をお願いする方につきましては、会長、会長職務代理、それから農地部会、農政部会、広報部会の正・副会長をお願いするというようなことであります。これも2月9日の幹事会の中で提案をさせていただきます、このようなメンバーでやっていきたいというようなことで決めていただいております。というようなことで、報告をさせていただきます。

議 長（上村会長）

この件につきましても、既にご承知のことかと思えます。まずもって農業委員会の中での立案というものが1つの土台になるということで、これから数回会合を持たざるを得ないのではないかなと思っていましたし、いずれは市との協議も中には含まれるのではないかなということでございます。そんなことの中で、構成委員というようなことの中では、幹事会の立ち上げということで計画をさせていただいたところでございます。

この件について、皆さま方ご質問あればお願いいたします。

（特になし）

このようなことで承認いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

小幡悦男委員

今後、会の位置づけといたしますか。ある意味では、この農業委員会全体が1つの大事なまとめの部分だと思うわけですが、その中の1つの新しく設置されるこの会はどういう部分の位置づけになるわけですか。

事務局（山本事務局長）

29年7月23日に当委員会も新しい制度の中でスタートするわけではありますが、当然制度が変わるといようなことで、農業委員の数、それから最適化推進委員等の新たな委員も誕生するわけです。そうした制度の移行に向けた中で、スムーズに農業委員会が役員等の移行ができるようにといようなことで、事前に協議・検討を重ねていきたいといようなことであります。そこである程度示された部分については、当然農業委員会の中でお話をさせていただいた中で承認をいただいて、先に進んでいくといようなことで考えております。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

小幡悦男委員

だから、その委員会の位置づけはどこにありますか。単刀直入にお願いします。

事務局（山本事務局長）

付属的な委員会とのことであります。

議 長（上村会長）

いずれにせよ、最終的にはこの農業委員会の中で1つの方向を出すということですが、すけれども、事前に新しい農業委員会法の改正に沿った形の中での立案というものをしていくといようなことでございますので、農業委員会の総会の中での検討委員会という位置づけになります。検討委員会で議論して、次には総会で承認を得る形がいずれは出てくるかと思えますが、その形の中では随時総会の中で報告はさせていただきたいと思えます。急遽こういった法律が変わる中での検討委員会の立ち上げといようなことでございます。当然総会が上になりますので、そこでは審議させていただきますが、その素案作りのための検討委員会という位置づけになりますので、お願いいたします。

小幡悦男委員

1つ要望です。この当委員会の要望としてですが、市は市なりの一つの考え方があって当然だと思うわけですが、魚沼市の農業委員会としてのまた一つの住民サイドで見たときの改革といいますか、どういう形がいいのかという部分も場合により大事な部分だと思うわけであります。という中で、行政一辺倒の検討委員会ではなく、より良い魚沼市のためになる委員会を設置するための1つの研究部門にしてみたらありがたいと思います。

議長（上村会長）

私ども農業委員は農業者の代表という形の位置づけであります。ですので、それは言わずもがな、そういった形の中での検討というのがなされると私は信じております。市が独自でやるという問題ではありません。実は、私も市長に面談を昨年のうちにしてしております。まずもっては、農業委員会で素案を作っていただきたいということでございますので、その後市とも検討する。あくまでも農業者蔑ろではなくて、検討を進めていきたいと思っておりますので、その辺は当然農業委員会としての行政へのそういった要望等々も出ていきます。最終的にはどこで問題になるかといいますと、市長が任命するという形でございますので、その任命するという形が市長のいわゆる独断ではこれはまずいということですので、これは農業者の意見を尊重する中での地区推薦というような形も必要であろうということの考え方も当然出てきます。

もう一つ、最終的には国がこの農業委員会の報酬等々についてはある程度の予算を持ちます。しかし、大半は魚沼市の予算でございます。ですので、行政のからも当然報酬等々については出てきますので、ここもまた焦点でございます。最終的には提案をする中で、各議会に報告をして承認を得るという形になっておりますので、当然委員としての立場、また農業者等々の意見もこの検討委員会の中では当然意見が出てくるかと思っております。そのようなことの中で、今回の検討委員会を設置したということでございます。よろしいでしょうか。

小幡悦男委員

だとすれば、なるべく皆さんの意見を聞いた中でお願いしたいと思うわけです。ただ先月の段階の中で、事務局長さんの方からは報告というか、国から魚沼市に対して定数は19人くらいでどうのこうのという具体的な数字が挙がってくるわけですが、その数字自体もある意味ではかなりの幅があるというふうに私は理解しているわけですが、そういう部分でいわゆる報告というか、それなりの人が話す時はそれなりにやはり1つの決まった部分をお話してもらいたいなというふうに感じるわけです。

事務局（山本事務局長）

一応、法律の政省令で決まっているいわゆる枠というのがございますので、それに基づいた数字を前回は話をさせてもらったつもりです。それが確定数値だとそういうことでのいわゆるお話をした覚えはございません。

小幡悦男委員

確定ということではないのだろうけれども、1つの数字としてはっきりした数字が出てくると、なかなかその数字が固定する部分があるから。ある程度幅があるわけですね、何人から何人までという人口に対しての。「その部分の範囲が何人で

す」ぐらいのことで収めてくれればよかったのではというふうを感じるわけです。

事務局（山本事務局長）

いわゆる基準の中では、そのような数字になるんでなかろうかというようなことで話させてもらったということでもあります。ですので、それが確定値だとかそういうことではありません。

小幡悦男委員

だから、そういう数字をある程度固定するべきではないだろうと。

議長（上村会長）

この件につきましては、いわゆるそういった部分も、今小幡委員が言いますように不安な材料があるということでございますので、当然その人数、いわゆる農業委員としての人数と推進委員の人数も検討委員会の中でひとつ議論して行きたいと思っておりますので、そのようなことをご了承いただきたいと思っております。十分小幡委員の意見も加味しながら検討させていただきたいと思っております。ほかにどうでしょうか

「なし」の声あり。

それでは、このようなところでひとつご承認をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

なお、この検討委員会につきましては、随時事務局長のほうでの素案ができ次第、また開催させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の12ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月の申請は売買による所有権移転が1件、贈与によるもの4件、交換によるもの1件、使用貸借権の設定1件で合計7件となります。

整理番号1 申請地 ***** 田 1,162 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 所有権移転 売買 全体で*****円

申請地は、譲受人が基盤強化法で賃貸者契約をしておりましたが、期間満了に伴い、この度売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は認定農業者で、大型機械等も所有しており、農業経験も十分あるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 **** * 田ほか11筆 合計7,512㎡
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 贈与

こちらの案件は親から子へ経営移譲するため、贈与の申請があったものです。譲受人の世帯は大型機械等もそろっており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

本日地区担当の小岩委員は欠席しておりますが、親子の贈与で問題ないということでご報告のほうをいただいております。

整理番号3 申請地 **** * 田ほか1筆 合計2,436㎡
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、譲渡人が相続で取得した農地ですが、耕作できないため、以前より耕作を任されていた譲受人と贈与の話がまとまり、申請があったものです。以前から耕作していたところですので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4番・5番につきましては、関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号4 申請地 **** * 田ほか1筆 合計6.06㎡
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 贈与

整理番号5 申請地 **** * 田 18㎡
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
権利種別 所有権移転 贈与

申請地は、双方の田をまたいで水路が設置されていますが、水路用地の一部について登記のほうがされていなかったため、この度分筆して農地買収することとなりました。この機会に水路を境に所有者名義を整理することとなり、この度申請があったものです。今回の贈与でそれぞれの譲受人が効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

なお、整理番号5番の譲受人の所有地を含む耕作面積は30aの下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第6条第3項第3号に該当するもので、その位置・面積・形状等から見て、これに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地に該当します。譲受人は大型機械等所有していないため、適宜作業委託等行っておりますが、圃場は全て耕作されており、経験年数もあるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 **** 田 312 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 交換

申請地は、以前から耕作権が設定されていたところですが、この度耕作権と底地との交換をするため、農地を半分に分筆し、所有権移転の申請があったものです。譲受人は大型機械等所有しておりませんが、作業委託等行っており、圃場は全て耕作されておりますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 **** 畑ほか34筆 合計35,694 m²
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 使用貸借権設定 10年間

譲渡人が農業者年金の経営移譲年金を受給するために、後継者へ経営移譲するため申請があったものです。こちらの世帯は大型機械もそろっており、圃場は全て耕作されておりますので、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

以上、整理番号1番から7番までは、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて地区担当委員の説明をお願いいたします。

八木修司委員

整理番号1番ですが、ただいまの事務局の説明のとおりでありますけれど、譲渡人のほうは既に農業から離れているわけですし、譲受人のほうはまだ説明のとおり大型機械もそろっておりますし、意欲的に取り組んでおられますので、何ら問題ないと思います。

馬場公雄委員

整理番号3番ですが、19日に2人に会って話を聞きました。*****さんの方は持っただろうとしようもないお歳なので、*****さんが田んぼが繋がってるもので、受けようかという事で話が決まったそうでございます。あと、耕作自体は間違いなくやっていくということですので、心配ないと思います。

議長（上村会長）

整理番号4番、5番については、事務局の説明のとおりでございます。

櫻井信夫委員

整理番号6番ですが、事務局の説明のとおりで間違いありません。

森山武郎委員

整理番号7番ですが、事務局の説明のとおり何ら問題はないと思います。

議長（上村会長）

ただいま、事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

最初に、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号2番から5番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転交換に関する整理番号6番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定・使用貸借権に関する整理番号7番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から7番まで申請どおり許可することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の15ページをお願いします。

議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	115件
	筆数	508筆
	面積	431,244.43㎡

なお、詳細につきましては、事前配布のとおりです。

続きまして所有権移転ですが、議案書の47ページをお願いします。

今月は売買が1件、贈与によるもの1件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
		合計	630㎡
	所有権を移転する者	*****	

所有権の移転を受ける者 * * * * *
売却価格 * * * * *円

整理番号2 所有権を移転する農用地 * * * * * 田ほか2筆
合計 4,344 m²
所有権を移転する者 * * * * *
所有権の移転を受ける者 * * * * *
権利種別 贈与

以上、利用権設定並びに所有権移転について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

現金・物納について確認だけしていきたいんですが、多分これ間違いではないかと思うんですが、13番、現金* * * * *とありますが、物納のお間違いでしょうか。

事務局（星主任）

大変失礼しました。委員のおっしゃるとおり物納ということで、現金を削除していただけますでしょうか。

中澤正規委員

それからもう二点ありますが、32番、現金* * * * *とありますが、物納でしょうか。

事務局（星主任）

こちらは大変申し訳ないんですが、物納ということで訂正のほうをお願いいたします。

中澤正規委員

もう一点ありますが、41番、物納* * * * *とありますが、現金でしょうか。

事務局（星主任）

こちらにつきましては、確認のほうをさせていただきたいと思います。大変失礼しました。

議長（上村会長）

それでは確認して、後ほど訂正をお願いいたします。

事務局（星主任）

はい、ありがとうございます。

議長（上村会長）

そのほか、どうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

以上をもちまして、本日提案の報告並びに議案については全て終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は14時25分）

上記会議の内容は、平成27年度第11回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
